

藤岡市

市営住宅入居のご案内

◎市営住宅は、住宅に困っている人で、健全で自立生活ができ、一定額以下の所得者の人に低家賃で住宅を供給するため、市が国の補助を受けて建設したものです。

◎入居できる人の資格は、公営住宅法や市条例などに決められていますので、入居申込時に提出された書類により確認させていただきます。

市内の市営住宅（抜粋）



萩の宮団地



岡前団地



本郷団地



水押団地



上町団地



宮本団地

藤岡市 都市建設部 建築課住宅係

〒375-8601 藤岡市中栗須 327 番地

電話 0274-40-2326（直通）

0274-22-1211（代表）

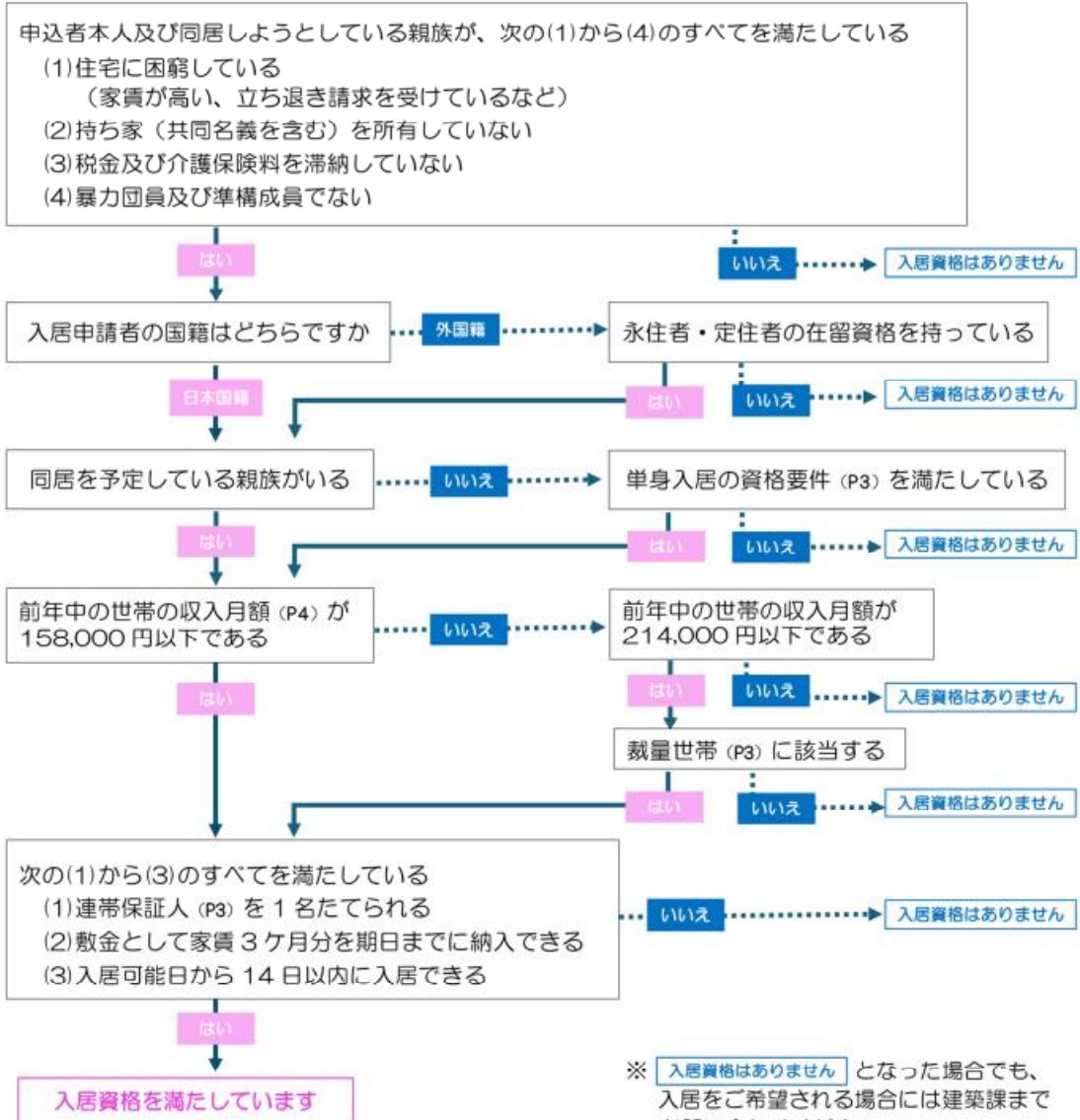
令和8年4月1日

目 次

I	入居申込者の資格	2
II	収入月額 of 計算方法	4
III	入居するまでの手続き	9
IV	申込時の提出書類	10
V	駐車場	13
VI	住宅の修繕	13
VII	市営住宅の明渡し請求事項	13
VIII	留意事項	13
IX	住宅返還（退去）の手続	14
X	資料	15
	1. 特定公共賃貸住宅について	
	2. 県営住宅について	
	藤岡市市営住宅一覧表（募集対象住宅）	16

市営住宅入居要件確認シート

※この確認シートは、市営住宅の入居資格の有無を確認する目安とするものであり、入居資格の有無を保証するものではありません。実際の入居審査とは結果が一致しない場合もあります。



I. 入居申込者の資格（次の1～6のすべての資格を満たす方）

1. 現在住宅に困っていることが明らかな方

- (1) 原則として、申込者本人及び同居しようとしている親族に持家がある場合（共有名義の場合も含む）は申し込みができません。
- (2) 日本国籍の方、または外国籍の方で永住者、定住者（日本人の配偶者等、永住者の配偶者等を含む）の在留資格をお持ちの方が対象です。また、同居親族が外国籍の場合についても、日本国において外国人登録されていなければなりません。
- (3) 原則、公営住宅にお住まいの方は申し込みができません。

2. 税金及び介護保険料を滞納していない方

3. 申込者は成人（20歳未満の既婚者を含む）であること

4. 同居を予定している親族がいる方

- (1) 申込者は親族に限ります。
 - ①親族の範囲は、民法規定の三親等内の血族、配偶者（含内縁）、一親等内の姻族
- (2) 次の場合は同居予定親族として認められます。
 - ①婚約されている方（媒酌人の婚約証明が必要です）
 - ②結婚しているのと同様（内縁）と認められる方（住民票で「見届の夫（妻）」となっており、戸籍上で婚姻関係がないこと）
- (3) 次のように世帯（家族）を分けて申し込むことはできません。
 - ①夫婦どちらか一方が子どもと申し込みをする場合（DV被害者の人を除く）
 - ②現に同居している親族を除いた申し込みの場合は、除かれる親族が地方への転勤や就職、または結婚が決定しているなど（理由を証明できる書類が必要）による場合以外
 - ③不自然な世帯分離と判断できる場合
- (4) 現在、別に住んでいる方と一緒に申し込みする場合は、次の①～③いずれかに該当しなければなりません。
 - ①申込日現在、申込者本人または同居親族と税法上の扶養親族にあること。
 - ②婚約者
 - ③独立して生計を営む二親等内直系血族または直系姻族（申込者または配偶者の父母、祖父母、子、孫）であり、住宅に困窮しているため現在同居できない状況にあること。
- (5) 申込後は、同居親族の変更（出生、死亡を除く）及び婚約者の変更は認められません。
- (6) 入居しようとする家族全員が暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。）でないこと。

5. 単身入居は次の項目を満たす方

- (1) 単身者でも、次のいずれかにあてはまる場合は申し込みをすることができます。(②～⑤は書類の提出が必要です)
- ①原則60歳以上の方(一部団地で45歳以上の方も入居可能)
 - ②身体障がい者1級から4級まで、精神障がい者1級から3級まで、及び精神1級から3級に相当する知的障がい者(自活可能者に限る)、戦傷病者、原子爆弾被爆者、ハンセン病療養所入所者
 - ③生活保護を受けている方
 - ④帰国後、5年を過ぎていない引揚者の方
 - ⑤DV被害者(配偶者からの暴力被害者)
- (2) 身元引受人(1名)を立てられる方(連帯保証人と同一でも可)
- (3) 入居可能な団地
- ①45歳以上60歳未満の方 2団地(本郷(3階、4階)、水押(3階、4階))
 - ②60歳以上の方 10団地(藤岡地区:岡前、萩の宮、塚原第一、塚原第二、本郷、水押)
(鬼石地区:思川、浄法寺3号、宇塩、上町(旧))

6. 前年中の収入が、国の定める収入基準以下である方

世帯区分	世帯の収入月額
一般世帯	158,000円以下
裁量世帯	214,000円以下

※収入基準となる収入月額の計算方法は、「Ⅱ. 収入月額の計算方法」(4ページ～)をご確認ください。

※同居予定者全員の収入で算出します。

裁量世帯とは以下に該当する世帯(抜粋)

世帯	摘要
高齢者世帯	申込者が60歳以上の方であり、同居者のいずれもが60歳以上または18歳未満の方の世帯
障がい者世帯	申込者本人または同居者のうち、どなたかが次のいずれかに当てはまる世帯 ①1級から4級の身体障害者手帳の交付を受けている方 ②1級または2級の精神保健及び精神障害者福祉の交付を受けている方 ③重度の知的障害者の方(療育手帳の障害程度:A重、A中、A1、A2、A3)
子育て世帯	小学校就学前の子供のいる世帯(胎児は含みません)

7. その他、次の条件を満たす方

- (1) 指定日までに敷金(家賃の3ヶ月分)を納入できる方
- (2) 連帯保証人1名を立てられる方
- ①資格:独立した生計を営む者、市税等の滞納の無い者、収入が申込者と同等程度以上の者
 - ②家賃債務保証業登録規程(平成29年国土交通省告示第898号)に基づき登録された家賃債務保証業者と保証委託契約をした方は不要
- (3) 入居可能日から14日以内に入居できる方

年金受給者の年齢	公的年金等の年間総収入額	年間所得金額の計算方法
65歳以上の人	1,100,000円以下	0円とする
	1,100,000円超 3,300,000円未満	年金収入額 - 1,100,000円
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	年金収入額 × 0.75 - 275,000円
65歳未満の人	600,000円以下	0円とする
	600,000円超 1,300,000円未満	年金収入額 - 600,000円
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	年金収入額 × 0.75 - 275,000円

(3) 事業所得（その他の所得）

確定申告書の見方

（前年1月1日以前から申込日現在まで同じ事業を続けていて、確定申告をしている方の場合）

The image shows a tax return form for Reiwa 5 (2023). The main table is titled '所得金額等の合計' (Total Income and Expenses). It is divided into two main columns: '収入金額等' (Income and Expenses) on the left and '税金の計算' (Calculation of Taxes) on the right. The '収入金額等' column includes items like '事業所得' (Business Income), '不動産所得' (Real Estate Income), '雑所得' (Miscellaneous Income), and '給与' (Salary). The '税金の計算' column includes '課税される所得金額' (Taxable Income), '配当控除' (Dividend Deduction), '雑所得等特別控除' (Miscellaneous Income Special Deduction), '災害減免額' (Disaster Relief Amount), '復興特別所得税額' (Reconstruction Special Income Tax Amount), and '申告納税額' (Declared Tax Amount). A red box highlights the '所得金額等の合計⑫' (Total Income and Expenses 12) section, which is labeled '『所得金額等の合計⑫』の金額'. The form also includes a section for '第一表 (令和5年分用)' (Table 1 (Reiwa 5 Yearly Use)) and a section for '確定申告書の見方' (How to Read the Tax Return Form).

■確定申告をしている方の場合

確定申告書の「所得金額等の合計⑫」の金額を6ページの収入基準早見表にあてはめてください。

■自営業の方で、配偶者などを事業専従者（社員）にしている場合

事業専従者の収入は給与収入となりますので、所得金額を計算し確定申告書の「所得金額等の合計⑫」の金額を合算して6ページの収入基準早見表にあてはめてください。

収入基準早見表

世帯の合計所得金額が次の表にあてはまる方は、収入基準を満たしています。

家族数 世帯区分	2人	3人	4人	5人	単身者
一般世帯	2,276,000円 まで	2,656,000円 まで	3,036,000円 まで	3,416,000円 まで	1,896,000円 まで
高齢者世帯 障がい者世帯 子育て世帯	2,948,000円 まで	3,328,000円 まで	3,708,000円 まで	4,088,000円 まで	2,568,000円 まで

(注1) 家族数は、申込者本人と同居予定親族または扶養親族の合計です。入居はしないが申込者本人または同居親族の所得税法上の別居扶養となっている方を含まず。

(注2) 所得金額は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、確定申告書の「所得金額等の合計」、または所得課税証明書の「所得額」をあてはめてください。なお、収入のある方が2人以上いる場合は、合算してからあてはめてください。

(注3) 年の途中で退職、転職や就職または事業を始められた方がいる場合及び特別控除がある場合は、この表は利用できません。

あなたの収入月額を計算してみましょう

次の表であなたの世帯の収入月額を計算してみてください。

世帯の総所得額	区 分	ア(1人目)	イ(2人目)	ウ(3人目)	計
(収入のある方が1人の場合は「ア」欄のみ記入し、2人以上は「イ」欄以降に記入してください。)	所得金額 (注1)				A(ア+イ+ウ) 円
扶養親族控除額	同居予定親族数 (人 +	別居扶養親族数) × 380,000円			B 円
給与所得者等控除額 (注2)					C
特別控除額 (注2)	あ				D(あ+い+う+え) 円
	い				
	う				
	え				
世帯の年間所得額 (A - B - C - D)					E 円
世帯の収入月額 (E ÷ 12)					円

(注1) 源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」、または確定申告書の「所得金額等の合計⑫」の金額です。

(注2) 7ページの特別控除に該当する場合のみ記入してください。

2. 控除額合計（B）について

控除額合計（B）を次の表より算出してください。

	控除の種類	控除金額	控除を受けられる人	備考
ア	扶養親族控除	1人につき 38万円	申込者本人を除く、同居しようとする親族の方、所得税法上の遠隔地扶養の対象となっている方	収入の有無に関わらず控除でき、すべての世帯が該当
イ	給与所得者等控除	1人につき 10万円 (所得の範囲内)	申込者本人および同居しようとする親族の方で、給与所得または公的年金等に係る雑所得を有する方	
以下の控除は、該当のある場合に、ア～イにあわせて控除することができます。				
ウ	老人扶養控除	1人につき 10万円	申込時、所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の方	
エ	特定扶養控除	1人につき 25万円	申込時、所得税法上の扶養親族のうち16歳以上23歳未満の方	
オ	障がい者控除	1人につき 27万円	申込者本人またはアに該当する方で、次の①～③のいずれかを持っている方 ①身体障がい者手帳（3級～6級）、 ②精神障がい者保健福祉手帳（2、3級） ③療育手帳（B）	オ・カの控除を重複して受けることはできません。
カ	特別障がい者控除	1人につき 40万円	申込者本人またはアに該当する方で、次の①～③のいずれかを持っている方 ①身体障がい者手帳（1、2級）、 ②精神障がい者保健福祉手帳（1級） ③療養手帳（A）	
キ	ひとり親控除	1人につき 35万円 (所得の範囲内)	申込者または同居しようとする親族の方のうち、現に婚姻をしていない、または、配偶者の生死の明らかでない方のうち、次の①～③すべてに該当する方 ①事実上婚姻関係と同様の事情にある人がいない ②生計を一にする子（総所得金額等が48万円以下）がいる ③合計所得金額が500万円以下である	キ・クの控除を重複して受けることはできません。
ク	寡婦控除	1人につき 27万円 (所得の範囲内)	「ひとり親」に該当せず、事実上婚姻関係と同様の事情にある人がいない方のうち、次のいずれかに該当する方 ①夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる女性で、合計所得金額が500万円以下の方 ②夫と死別した後婚姻をしていない、または夫の生死があきらかでない女性で、合計所得金額が500万円以下の方	

3. 所得計算上の注意点

<p>収入とは</p>	<p>(1) 給与等による収入 給料、賃金、ボーナスなどの収入をいいます。 例えば、会社員、店員、パート、事業専従者などの収入をいいます。</p> <p>(2) 事業等による収入 事業収入、利子収入、配当収入、雑収入（公的年金を含む）などの収入をいいます。 例えば、自営業、サービス業、外交員などの収入をいいます。</p>
<p>収入としないもの</p>	<p>(1) 次の収入は0円とし、収入とはなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①仕送り ②増加恩給（これに併給される普通恩給を含む） ③遺族及び障がいを支給事由とする年金 ④失業給付金 ⑤労災保険の各種給付金 ⑥生活扶助料等の非課税所得 ⑦一時的な収入（退職所得・譲渡所得等） ⑧支給されていないボーナス <p>(2) 過去に収入があっても、申込日現在、失業中であるときは、就労状況申出書を提出いただくことで、収入を0円とみなすことができます。</p> <p>(3) 現在は収入があっても、申込日以後結婚または出産のために退職することが申込時に確定しており、かつ、退職後無職・無収入となる方は、退職予定証明書を提出していただき、収入を0円とすることができます。なお、退職後に退職証明書を提出していただかないと、入居できません。</p>
<p>世帯に収入のある方が2人以上いる場合</p>	<p>入居する方のうち、所得のある方全員分の所得金額を個別に算出して合算します。</p>
<p>家族数とは</p>	<p>家族数 = 申込者本人 + 同居親族数 + 入居しないが申込者または同居親族の所得税法上の扶養親族数（別居扶養親族数） ※出産を控えている方は建築課へご相談ください。</p>
<p>別居扶養親族とは</p>	<p>所得税法に基づいた扶養親族をいい、単に仕送りをしているというだけでは該当しません。</p>

Ⅲ. 入居するまでの手続き

1. 入居申込書の提出 ※郵送による申し込みは出来ません。

- ①入居申込の資格要件に該当しており、入居を希望される方は、必要書類をそろえ、藤岡市建築課へ提出してください。その際、内容についてお尋ねすることがありますので、申込者本人か、同居予定の家族の方がお越してください。
- ②申込時に入居希望団地を指定してください。ただし、部屋番号の指定は出来ません。
- ③申込書提出後に申込内容に変更が生じた場合は、必ずご連絡ください。ただし、変更内容によっては、入居資格が無くなる場合がありますのでご了承ください。

2. 書類審査

- ⑤提出された申込書類を審査します。
- ⑥必要に応じて、申込者本人または勤務先等に審査に必要な事項をお伺いすることがありますので、ご承知おきください。

3. 入居のご案内

- ⑦空家が発生し修繕が完了しますと、申込者に住宅の下見をしていただくために、電話にて入居のご案内を差し上げます。
- ⑧現地を確認し、その結果入居を希望する方は、7日以内に回答してください。
ただし、入居申込書を提出してから入居のご案内するまでの間に年度が改まり、収入が変わった場合などには、所得の証明書などの書類を必要に応じて提出していただき、入居資格を再審査してからの入居案内となります。
なお再審査の結果、入居申込資格が無くなる場合がありますのでご了承ください。
- ⑨回答期限内にご回答が無い場合は、申し込みを取り消したことになりますので、ご注意ください。

4. 入居の決定

- ⑩入居決定となった方には、入居決定通知書、入居のしおり及び必要書類をお渡ししますので、藤岡市建築課までお越してください。
- ⑪次の必要書類の審査を行います。
 - 敷金（家賃の3ヶ月分）の納付済領収書
 - 市営住宅入居請書（連帯保証人関係）
 - ・保証人の印鑑登録証明書、完納証明書、所得課税証明書
 - ・入居者の印鑑登録証明書
 - ・上記書類は、入居決定より10日以内に提出してください。

5. 入居

- ⑫入居可能日から14日以内に入居してください。
 - ・鍵を引き渡してから日割りで家賃が発生します。

お願い

- ・部屋の修繕には約1～2ヶ月程度かかりますので、日数に余裕をもった申し込みをお願いします。
- ・住民票の異動（転出届・転入届）は、入居決定後にお手続きをお願いします。

IV. 申込時の提出書類

- ・各種公的証明書類は、3ヵ月以内に発行されたものに限り有効です。
- ・提出された書類は全てお返しすることができません。
- ・入居相談の段階では、口頭や一部の書類で質問いただく場合が多いので、最終的な判断が出来ません。後日、書類を提出された際に、相談時と判断が異なる場合もありますのでご了承ください。

1. 必ず提出していただく書類

番号	提出書類	発行元等	摘要
①	<input type="checkbox"/> 入居申込書【書式は指定】	本人	
②	<input type="checkbox"/> 住民票	市・区役所・町・村役場等	◎入居を予定している全員分 ※続柄、本籍地、戸籍筆頭者を省略していないもの。 ※マイナンバーが記載されているものが望ましい。
③	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 (戸籍全部事項証明書)	市・区役所・町・村役場等	◎入居を予定している全員分 ※離婚・死別の場合にはその旨記載のあるもの ※離婚の場合でお子様の親権を確認できるもの ※配偶者の有無の確認のほか世帯状況を確認するために必要です
④	<input type="checkbox"/> 未納税額のないことの証明書	市・区役所・町・村役場等	◎入居を予定している方で課税対象者全員分
⑤	所得と扶養控除が分かる書類		
	■令和8年4月～5月に申し込む場合		
	<input type="checkbox"/> 所得課税証明書 令和7年度(令和6年分)	市・区役所・町・村役場等	◎入居を予定している全員分 ※15歳以下の方および16歳以上の就学者を除く。 ※収入、所得金額、控除額等がわかるものがが必要です。 ※マイナンバーを提出した場合は省略可能です。
	<input type="checkbox"/> 次のア～エで該当するもの (ア) 給与所得の源泉徴収票 令和7年分	勤務先	16歳以上で就学者を除いた方 ○就労している全員分 ※複数ある場合は、すべてのものがが必要です。
	(イ) 公的年金等の源泉徴収票 令和7年分	日本年金機構等	○年金を受給している全員分 ※複数ある場合は、すべてのものがが必要です。
	(ウ) 確定申告書(控) 令和7年分	税務署等	○確定申告をした全員分
	(エ) 就労状況申出書 【書式は指定】	本人	※上記ア～ウに該当しない方(無職・無収入者等) ※16歳以上の方が無職であることを自主証明するものです。
	■令和8年6月～12月に申し込む場合		
	<input type="checkbox"/> 所得課税証明書 令和8年度(令和7年分)	市・区役所・町・村役場等	◎入居を予定している全員分 ※15歳以下の者および16歳以上の就学者を除く。 ※収入、所得金額、控除額等がわかるものがが必要です。 ※マイナンバーを提出した場合は省略可能です。
	■令和9年1月～5月に申し込む場合		
	<input type="checkbox"/> 所得課税証明書 令和8年度(令和7年分) (※裏面に続きあり)	市・区役所・町・村役場等	◎入居を予定している全員分 ※15歳以下の方および16歳以上の就学者を除く。 ※収入、所得金額、控除額等がわかるものがが必要です。 ※マイナンバーを提出した場合は省略可能です。

番号	提出書類	発行元等	摘要
	□次のア～エで該当するもの (ア) 給与所得の源泉徴収票 令和8年分	勤務先	16歳以上で就学者を除いた方 ○就労している全員分 ※複数ある場合は、すべてのものがが必要です。
	(イ) 公的年金等の源泉徴収票 令和8年分	日本年金機構等	○年金を受給している全員分 ※複数ある場合は、すべてのものがが必要です。
	(ウ) 確定申告書(控) 令和8年分	税務署等	○確定申告をした全員分
	(エ) 就労状況申出書 【書式は指定】	藤岡市	※上記ア～ウに該当しない方(無職・無収入者等) ※16歳以上の方が無職であることを自主証明するものです。
⑥	□資格確認書のコピー ※記号・番号等は塗りつぶしてください。	本人	◎入居を予定している全員分 ・健康保険・国民健康保険・各種共済組合・船員保険 ※国民健康保険、各種保険被扶養者で、現在、就労されている方は⑬在職証明書または⑮事業申告書が必要となります。
⑦	□住宅の証明書 次のア～ウのうち市長が必要と認めるもの (ア) 賃貸契約書のコピー (すべてのページ分)	本人(貸主)	◎入居を予定している方のうち成人全員分 ○社宅等で賃貸契約書が無い場合は貸主との借借証明書を提出してください。 ○住民票の住所が申込者本人と同じ場合は同居予定者の分は不要です。
	(イ) 無資産証明書	市・区役所・町・村役場等	
	(ウ) 固定資産(家屋)課税台帳 記載事項証明書 (評価証明書)		

2. 該当する方のみ提出していただく書類

	区分	発行元等	提出書類
世帯の状況(控除・世帯状況等を確認するため)	① ひとり親世帯・寡婦控除に該当する方	本人	親権が元配偶者にある場合は親権者の同意書【書式は任意】
		本人	ひとり親・寡婦である申出書【書式は任意】 ※住民税のひとり親控除を申告していない場合や所得課税証明書等でひとり親控除が確認できない場合のみ
	② 単身で申込む方	本人	寡婦の申出書【書式は任意】 ※住民税の寡婦控除を申告していない場合や所得課税証明書等で寡婦控除が確認できない場合のみ
		本人	単身入居の入居者資格認定のための申立書【書式は指定】
	③ 外国籍で上記①又は②に該当する方で、戸籍謄本等が取れない方	大使館等	配偶者の死亡、離婚、未婚の確認ができる公的証明書と日本語訳
④ 障害者に該当する方	本人	次の手帳に記載された氏名、等級、有効期限が記載された面のコピー ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・戦傷病者手帳	
⑤ 外国籍の方	本人	在留カードまたは特別永住者証明書の表裏のコピー	

	区分	発行元等	提出書類
世帯の状況 (控除・世帯状況等を確認するため)	⑥ 事実上婚姻関係と同様の事情にある方	市・区役所・町・村役場等	それぞれの戸籍謄本（配偶者の有無の確認のため）および内縁関係が確認できるもの（住民票、扶養証明書等）
	⑦ 現在婚約中の方	第三者等	婚約証明書【書式は指定】
	⑧ 原子爆弾被爆者に該当する方	本人	被爆者健康手帳のコピー
	⑨ DV被害者に該当する方	女性相談所・裁判所	次のいずれかの書類 ・公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書 ・女性相談所の発行する一時保護の証明書（一時保護または保護が終了した日から5年以内） ・裁判所の保護命令（接近禁止命令）のコピー（効力が生じた日から5年以内）
		市・区役所・町・村役場等	戸籍謄本（離婚が成立していない方）
	⑩ 生活保護を受給している方	市または県	生活保護受給証明書 ※受給開始年月日の記載があるもの
⑪ 別居扶養者のいる方	勤務先(扶養証明書)・市・区役所・町・村役場等	扶養証明書及び被扶養者の住民票（扶養親族を確認するため）	
仕事や収入の状況 (年間の収入計算をするため)	⑫ 令和8年1月2日以降に現在の職場に就職した方 ※令和9年1月以降に申込み場合は令和9年1月2日以降に読替え	勤務先	給与支払証明書【書式は指定】
	⑬ 国民健康保険に加入している方	勤務先	在職証明書【書式は指定】 ※勤務先の代表者等が証明したもの
	⑭ 令和8年1月2日以降に自営業を開業した方 ※令和9年1月以降に申込み場合は令和9年1月2日以降に読替え	本人	事業証明書【書式は指定】および収支明細書【書式は指定】
	⑮ 自営業の方	本人	事業証明書【書式は指定】
	⑯ 退職予定の方	勤務先	退職予定証明書【書式は指定】 ※退職予定で申込み場合は退職後に退職証明書の提出が必要です。
	⑰ 令和8年1月1日以降に退職し現在無職、または転職した方	退職先・本人・社会保険事務所・健康保険組合	次のいずれかの書類 退職証明書【書式は指定】（勤務先の代表者等が証明したもの）、雇用保険受給資格者証のコピー、健康保険資格喪失確認通知のコピー
	⑱ 令和8年1月1日以降に廃業し現在無職、または転職した方	本人	税務署長に提出した廃業届の控
	⑲ 令和8年11月以降に新たに年金の受給権を取得した方	本人	年金証書のコピー
	⑳ 現在、学生の方	本人	学生証のコピー※中学生以下の方は不要です。
	その他	㉑ マイナンバーを提出した方	本人・同居予定者
㉒ ハンセン病療養所等に入所していた方		ハンセン病療養所または厚生労働所	入所証明書
㉓ 申込者または同居予定者以外の方が手続きをする場合		本人	委任状

V. 駐車場

- ・市営住宅には、駐車場のある団地と無い団地があります。
- ・駐車場のある団地では、原則として1戸に1台分を有料でお貸しします。
- ・駐車場の無い団地では、住宅内に駐車スペースが確保できる場合に1戸に1台の駐車を認めます。
- ・駐車できる車両のサイズは団地ごとに異なりますのでご相談ください。
- ・団地内の通路や緑地など、駐車場以外の場所には、絶対に駐車しないでください。埋設管や簡易舗装を壊したり、救急車、消防車などの緊急車両の出動や、ゴミ収集車の作業に支障を来たすばかりではなく、子供の飛び出しなど、交通事故の原因となり大変危険です。

VI. 住宅の修繕

※市営住宅での生活において、次の修繕は入居者の負担で実施していただきます。

- ・畳の表替え
- ・破損ガラスの取替え
- ・障子及びふすまの張替え
- ・網戸の張替え
- ・給水栓の修理及び取替え
- ・電球、蛍光管等の取替え
- ・内壁等のクロスの張替え、塗替え及び穴あき等の修理
- ・台所流し、洗面器、浴室、便所及び洗濯機用の排水管の詰まりの除去
- ・その他附帯設備のうち重要でない部分及び構造上重要でない部分の修理

VII. 市営住宅の明渡し請求事項

※次に該当する場合は、住宅の明渡しの対象となりますのでご注意ください。

- ・入居資格を偽って入居した時
- ・家賃を3ヶ月以上滞納した時
- ・住宅や共同施設などを故意に壊した時
- ・住宅を他人に貸したり、住む権利を他人に譲ったりした時
- ・住宅を無断で模様替えしたり、増築したりした時
- ・入居時に同居した親族以外の人を、入居後に許可無く同居させた時
- ・理由無く15日以上住まない時
- ・他の入居者の住環境を脅かすなどの行為をした時
- ・市条例に基づく市長命令を守らない時

VIII. 留意事項

1. 市営住宅では、犬・猫・鳥などのペットを飼うことは禁止されています。
 - ・臭いや鳴き声が他の入居者の迷惑になるばかりでなく、次に入居する方が動物アレルギー等を持っていた場合、重大な問題が発生することがあります。
2. 一部団地を除き、浴槽、風呂釜は設置されておりません。入居者が設置してください。
3. 入居する団地の各種活動(管理人や清掃)へ参加協力をお願いします。

4. 次の団地内共同施設でかかる費用は、共益費として入居者の皆さんで負担していただきます。
 - ①外灯や階段灯、エレベーターの電気代や電球、電灯代など
 - ②共同水道の水道使用料など
 - ③汚水処理施設の電気代や維持管理費など
 - ④集会所を利用した場合の水道光熱費など
 - ⑤その他
5. このしおりに記載されている事項及び入居に関する事項については、建築課の指示に従うこと。
6. 家賃決定のため、毎年8月頃に「収入に関する申告書」を提出していただきます。申告書が提出されないと、次年度から民間アパート並みの家賃となってしまいます。
7. 「収入に関する申告書」により収入超過者、または、高額所得者に認定されると次のとおりとなります。

【収入超過者】

- ・収入超過者とは、収入月額15万8千円を超える入居者の方（裁量世帯は21万4千円）です。
- ・収入超過者の家賃は、本来入居者の家賃に、収入に応じて設定された率を乗じたものが加算され、収入超過者となった年以降は、遅くとも5年以内に近傍同種（民間並み）家賃まで引き上げられます。

※収入超過者は、収入基準を超えており、住宅を明け渡すよう努める義務が発生します。

【高額所得者】

- ・高額所得者とは、住宅に引き続き5年以上入居し、かつ最近2年間の収入月額が、引き続き31万3千円を超える高額の収入を有する方です。

※高額所得者の家賃は、近傍同種（民間並み）家賃となり、住宅明け渡しの対象となります。

Ⅸ. 住宅返還（退去）の手続き

1. 建築課へ連絡
市営住宅の退去を希望される時は、建築課住宅係へご連絡ください。
2. 返還検査（1回目）
現地立会で、住宅の修繕箇所や作業内容をお伝えします。
※次のものはすべての入居者に実施していただきます。
 - ・畳の取替え
 - ・破損箇所の修繕及び清掃
 - ・排水口の高圧洗浄
 - ・自身で設置したもの（風呂釜、給湯器、照明等）の撤去
3. 返還検査（2回目）
この日までに住宅返還届等の書類を提出していただきます。
現地立会で、修繕箇所が全て完了しているか確認し、完了であれば住宅返還となります。
4. 住宅返還
返還検査完了日まで、家賃は日割りで発生します。
5. 敷金の返還
お預かりしていた敷金を、退去日の翌月末までに指定口座へお返しします。ただし、家賃等の滞納がある場合は、その金額を家賃等に充当させていただきます。

X. 資料

1. 特定公共賃貸住宅について

特定公共賃貸住宅は、自ら居住するために住宅を必要とする中堅所得者層を対象とし、良質な賃貸住宅の供給不足に対応するため、市が国の補助を受けて建設したものです。

(1) 入居者の資格

- ①自ら居住するために住宅を必要とする方
- ②所得が下表の範囲内である方
- ③その他の資格及び申込添付書類は市営住宅に準じます

(2) 住宅情報等

団 地 名	宮本団地（3階）
供 給 戸 数	4戸（3LDK）
家 賃 月 額	49,800円
収 入 月 額 （入居時）	158,000円～259,000円まで

2. 県営住宅について

建築課の窓口では、県営住宅の入居申込書の配布をしています。

※県営住宅への申込みは、藤岡市建築課窓口では行っておりませんのでご注意ください。

〈 藤岡市内の県営住宅 〉

団 地 名	所 在 地	戸 数
県営萩の宮団地	篠塚633	6棟 82戸
県営本郷団地	本郷876他	8棟 168戸
県営立石団地	立石641-2他	6棟 132戸

●県営住宅の募集については、以下にお問い合わせください。

群馬県住宅供給公社 管理部 管理課

〒371-0025 前橋市紅雲町一丁目7番12号

電話番号 027-223-5811

音声ガイダンスに従い操作してください。（1番→1番）

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

（土曜日のみ午前9時30分～午後3時30分）

休業日 日曜日・祝日（土曜日を除く）、年末年始

藤岡市市営住宅一覧（募集対象住宅）

令和8年4月1日現在

	団地名	所在地	構造	建設年度	戸数	間取り		家賃 （円）※1	駐車場代 （円）	学区	単身入居	都市ガス	LPガス	浴室設備	汲み取り	公共下水	浄化槽	共益費 ※2
藤岡地区	岡前	中栗須1-1	簡易耐火平屋建	S43 S44	27	3K 2K	K/6/4.5/3 K/6/4.5	3,900~ 7,100	無	第二小北中	●	●			●			
	萩の宮	篠塚601	簡易耐火平屋建	S44 ~ S47	48	2DK	DK/6/4.5 DK/4.5/4.5 DK/6/6	3,800~ 13,000	1,100	美土里小西中	●		●		●			
	塚原第一	本郷469	簡易耐火平屋建	S48	12	3K	K/6/6/3 K/6/4.5/3	5,700~ 10,000	1,100	美九里東小東中	●		●			●		
	塚原第二	本郷438	簡易耐火平屋建	S48	16	3K	K/6/6/3	6,400~ 10,100	2,200	美九里東小東中	●		●			●		
	本郷	本郷881	中層耐火4階建	S49 ~ S54	136	3K	K/6/6/6 K/6/6/4.5	11,100~ 21,700	2,200	美九里東小東中	● ※3		●	△ ※4		●		●
	水押	上大塚600	中層耐火4階建	S56 ~ S60	104	3DK	DK/6/6/6 DK/6/6/4.5	14,600~ 26,100	2,200	美土里小西中	● ※3		●	△ ※4			●	●
	東裏	藤岡533-6	中層耐火4階建	S63	16	3DK	DK/6/6/4.5	18,700~ 29,200	2,200	第一小東中		●		△ ※4		●		●
	城屋敷第3	藤岡1551-1	中層耐火3階建	H8	24	3DK 2DK	DK/6/6/6 DK/6/6	18,700~ 39,500	2,200	第一小東中		●		△ ※4		●		●
鬼石地区	思川	鬼石242-1, 300-1	簡易耐火平屋建	S50 S51	20	3DK	DK/6/4.5/3 DK/6/6/4.5	7,800~ 13,000	1,100	鬼石小鬼石中	●		●		●			
	浄法寺3号	浄法寺1014-1	簡易耐火平屋建	S53	13	3DK	DK/6/4.5/4.5	9,400~ 14,900	1,100	鬼石北小鬼石中	●		●		●			
	宇塩	浄法寺729-1	簡易耐火2階建	S57	3	3DK	DK/6/6/4.5	17,400~ 25,900	1,100	鬼石北小鬼石中	●		●		●			
	上町(旧)	鬼石13-1	簡易耐火2階建	S57 S60	12	3DK	DK/6/6/4.5	17,000~ 28,300	1,100	鬼石小鬼石中	●		●		●			
	上町(新)	鬼石11-1	木造2階建	H3	10	3DK	DK/7.5/6/6 DK/6/6/6	17,900~ 29,500	1,100	鬼石小鬼石中			●	●			●	
	宮本 ILベータ有	鬼石344-2	準耐火3階建	H14 H16 H16	20 4	3DK 3DK	DK/6/6/5.3 DK/6/6/5.3	24,600~ 36,900 49,800※5	1,100	鬼石小鬼石中			●	●			●	●

※1 家賃は収入や家族人数、住宅により、入居者ごとに異なります。

※2 共益費は各団地内共同施設にかかる費用であり、金額は団地により異なります。家賃とは別に管理人が集金します。

※3 45歳以上60歳未満の方でも、3階及び4階に限り単身入居が可能です。3ページ参照。

※4 市が浴室設備を設置することは可能ですが、住宅により1,000円~2,000円程度家賃が高くなります。

※5 特定公共賃貸住宅：中堅所得者層を対象とした住宅で、家賃は収入に関わらず固定となります。

市営・県営住宅
ガイドマップ
(藤岡地区)

県営立石団地

県営萩の宮団地

市営萩の宮団地

市営岡前団地

市営東裏団地

市営城屋敷第3団地

市営水押団地

市営塚原第一団地

市営本郷団地

市営塚原第二団地

県営本郷団地

市営・県営住宅
ガイドマップ
(鬼石地区)

市営浄法寺第3団地

市営宇塩団地

市営宮本団地

市営思川団地

市営上町(新・旧)団地